



とよしん 海外貿易投資ニュース

とよしん ER

第64号

発行日: 2016.9.15

ベトナム初の日本の百貨店、高島屋がホーチミンで開業(ベトナム)

高島屋は7月30日、ホーチミン市の中心部にある1区レロイ通りのサイゴンセンター内にホーチミン店をオープンした。日本の百貨店がベトナムで開業するのは初めて。市内の一等地で、買い物客も多い地域とあって、富裕層や中間所得層をターゲットにした、日本ブランドの新たな発信拠点として期待が寄せられている。

< 食料品売り場は「デパ地下」を再現 >

ホーチミン高島屋の売り場面積は約1万5,000平方メートルで、地上3階地下2階に専門店が約210ブランドあり、食料品、婦人服、紳士服、化粧品、服飾雑貨、子供・ベビー服、玩具の売り場など、日本の高島屋と同様の店舗構成になっている。そのうち、ベトナム初というブランドが58、日系ブランドは31入っている。地下2階の食料品売り場は日本の「デパ地下」を再現しており、カジュアルレストランやにぎりずし、茶、パンのほか、和洋菓子を中心としたギフト商品が多く並んでいる。イートインコーナーが充実しており、にぎりずしや甘味を口にしていない客の姿が多く見られた。日本からは、ユーハイム、源吉兆庵、山崎製パン、サガミチェーンなどがベトナム初の店舗を展開している。山崎製パンは、日本ならではのベーカリーをベトナムに浸透させたいというコンセプトの下、店内で焼いた食パンをその場で好みの厚さにスライスし販売していた。サガミチェーンは、水山(うどん)とジンジン(パスタ)の2店舗を展開。もちもちとした食感の麺で、ベトナム国民のニーズを捉えようと取り組んでいる。また、和洋菓子を中心としたギフトコーナーでは、いずれの店舗でも試食・小分け販売を行っており、まずは消費者に味を知ってもらい、ブランドの認知度を高めようとしているようだ。試食後に商品を購入する姿が多く見られ、ある日系の洋菓子メーカーの担当者は「ベトナムのテト(旧正月)のギフト商戦を見据えて、積極的に売り込んでいきたい」と話していた。

< 高品質商品と日本式のきめ細かいサービス >

店内はフロアごとに、例えば1階は化粧品や婦人アクセサリなど、2階はレディースファッション・婦人用品などというように同じ系統の店舗を集めて、買い物をしやすくしている。どのフロアでも、スタッフが顧客に商品の説明を丁寧に行っていた。また、ベビー休憩室や授乳室、フェイシャルサロン、化粧品売り場に併設されたティーコーナー、子供が遊べる玩具コーナーなど、買い物をゆっくりと楽しめるようになっている。市民の所得向上に伴い、消費地としてますます注目を集めるホーチミンで、高品質商品の豊富な品ぞろえ、日本式のきめ細かいサービスにより、消費者に安心感を与え、販売につなげようというコンセプトがうかがえた。



オープニングセレモニーの様子(ジェトロ撮影)



洋菓子販売の様子(ジェトロ撮影)



イートインスペースの様子(ジェトロ撮影)

(出所:ジェトロ通商弘報2016年8月12日 a31cce8710158a3a 「ベトナム初の日本の百貨店、高島屋がホーチミンで開業(ベトナム)」)

駐在員の就労ビザ取得に新規則 - 発給認可書の取得後しか入国できず - (マレーシア)

マレーシア入国管理局は7月20日付で、駐在員が就労するのに必要な就労ビザに関する新規則を発表した。これまで申請しておけば自由に入国が認められてきたが、8月1日からは、ビザ発給の認可書の取得後しか入国は認められなくなった。

< EPに加えPVPの新規申請にも適用 >

マレーシアの就労ビザには、長期滞在・就労のための雇用パス(EP)と、短期就労のためのプロフェッショナル・パス(PVP)の2種類ある。新規要件は、入国管理局(ESD)に対して、申請会社が登録済みのオンラインでEPまたはPVPを新規に申請する場合に適用される。なお、マレーシア入国管理局のウェブサイトでは、認可書の取得はEP取得予定者となっているが、同局に確認したところ、PVPについても受け入れ現地法人からのレターが求められるとのことだ。入国管理局は、現在有効なEP、PVPを延長申請する場合、有効期限内の申請には新規則は適用しないとする(表参照)。さらに製造会社、国際調達センター(IPC)、駐在員事務所などマレーシア投資開発庁(MIDA)から認可されたポスト(Key Post、Time Postなどの就労枠)を利用したEPの申請についても適用を免れる。

申請の種類別新規則適用の有無

申請の種類		新規則の適用
ESDオンライン申請	新規EPの申請	○
	EPの延長申請(有効期限内に申請)	×
	新規PVPの申請	○
	PVPの延長申請(有効期限、少なくとも14日以上前に申請、かつ延長申請を合わせても認可期間の合計が12ヵ月以下の場合)	×
MIDAの認可によるEPの申請		×

(出所)ESDやMIDAへのヒアリングなどを基に作成

< 発給認可書のコピーを持参し入国 >

新規則が適用される場合の申請手続きは以下のステップを踏む必要がある。最初にEP、PVPの申請は、申請者がマレーシア国外にいるうちにマレーシアの申請会社を通じ行う。第2段階として、申請者は認可書の取得後、ビザ発給を受けるために、認可書のコピーを持ってマレーシアに入国する。第3段階として、申請者が入国管理局のカウンターで認可書のコピー(および照会ビザ)を提示すると、通常はEPについては30日間、PVPについては14日間のパス発給申請のための滞在許可が得られる。最後のステップとして、申請者は滞在許可期間中にビザの発給手続きを行う。EPまたはPVPの申請者が、認可が下りないうちに出張などでマレーシアに入国する場合は、入国管理局のカウンターで復路の航空券を提示することを求められる場合がある。航空券を提示すると、RT(Return Ticket)というスタンプが押され、RTスタンプが押印されているとパスが発給されない仕組みになっている。EPまたはPVP申請中にマレーシアに滞在している場合は、認可後にいったん出国し、あらためて認可書のコピーを持参して再入国する必要がある。実際の入国管理局の運用状況に関する各種情報を総合すると、入国管理局は現状手探りの運用を行っていると思われる。つまり、8月1日以降にマレーシア国内でEP申請しても、当局が申請を却下する動きがある一方、特段の問題もなく申請が通る事例もあるようだ。全ての担当官に新規則が周知されていないためとみられるが、申請却下のリスクを避けるために、申請者は認可書のコピーを持参して入国することが望ましい。EPはマレーシア進出日系企業の駐在員の多くが保持している。駐在員は現地法人と雇用契約を締結していることが前提で、最低給与は一般的には月5,000リング(約12万5,000円、1リング=約25円)以上必要になる。PVPはマレーシア国内で1年間を上限に短期就労する外国人に発給され、プロジェクトの技術支援、機械の据え付けなどの業務、企業研修生受け入れなどの場合も取得しなければならない。

(出所:ジェット通商弘報2016年9月2日 fc4b282768ab3bdd 「駐在員の就労ビザ取得に新規則 - 発給認可書の取得後しか入国できず - (マレーシア)」)

！！外貨両替は弊庫へ 米ドルは全店で、17通貨は本店で取扱中！！

次のセミナー等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
「我が町と特産品を売ろう」	名古屋	あいち産業振興機構
海外輸出に向けた国内商社との商談会	名古屋	ジェットロ
米国・サウスカロライナ州投資セミナー	名古屋	ノース・イスタウン・ストラテジック・アライアンス(NESA)
信金中央金庫主催商談会ツアー	タイ	信金中央金庫
メキシコメーカーとの商談会について	名古屋	メキシコ大使館商務部 PRO MEXICO
「ベトナム環境ビジネス商談会」参加募集のお知らせ	ハトナム	ジェットロ



国際業務部

〒471-8601
愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565 - 36 - 1381

FAX 0565 - 36 - 1213

URL <http://www.toyoshin.co.jp>